

資料紹介

郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下」

「駅通志料」を読む会

史料解題

前号に掲載した郵政資料館所蔵「東海道宿毎応対日記 上」に引き続き、今号にはその「下」を掲載する。郵政資料館における所蔵状況や史料掲載の経緯その他については前号に記したので、今号では本史料の概要と成立の背景、主要な登場人物や若干の語句の解説などを行って解題としたい。

本史料は、天保九年（一八三八）九月初旬から同年十一月中旬にかけて、町飛脚の株仲間である定飛脚問屋仲間の惣代・利右衛門と京・大坂の飛脚宰領惣代ら一行が、東海道各宿を巡り飛脚荷物の継立ての改善について交渉を重ねた際の記録である。記録の作者は交渉の中心的役割を果たした利右衛門で、各宿の交渉状況を自身の感想とともに記している。本史料は前号にも記したとおり上下二冊の形で残されており、品川から御油宿までが「上」⁽¹⁾、御油宿の途中から交渉の最終地の大津宿までが今回掲載の「下」にまとめられている。ちなみに、大津・大坂間の京街道の宿場とは交渉が行われていない。旅の行程は九月六日に江戸を発ち、同年十一月十五日に大津宿を出立、伏見から夜船に乗り翌十六日未明に大坂・八軒屋に着岸するというもので、史料にはその前後を含め九月一日から十一月十八日まで記載がある。

町飛脚がこのような交渉を各宿との間で行わざるを得なかったのは、天

保の飢饉を背景とした当時の輸送事情の混乱があったためである。ところで、ここでいう町飛脚とは、江戸の定飛脚問屋仲間、京都の順番飛脚問屋仲間、大坂の三度飛脚問屋仲間をさす⁽²⁾（他に町飛脚には江戸の六組飛脚屋などがあるが、上記とは別系統に属する）。その輸送業務は、基本的には飛脚問屋で請け負った荷物に飛脚宰領を輸送責任者として随行させ、荷は主に馬で運び、馬は各宿で調達するという形をとった。発地の飛脚問屋は着地に相仕と呼ぶ特定の間屋を持ち、その間で相互に輸送を行っていた。これらの飛脚問屋仲間は、大坂城・二条城の大番頭と配下の番衆が江戸との通信を行う際にその輸送を請け負い、その往返を月三度行ったところから、三度飛脚の名で呼ばれるようになったとされる⁽³⁾。

彼らは十八世紀後半になると東海道をはじめ、中仙道・日光道中・奥州道中、上州など各方面に輸送のネットワークを広げ⁽⁴⁾、諸侯などの武家や公家のほか、一般の書状や物貨・貨幣などの輸送に大きな役割を果たした存在であった。三都の飛脚問屋仲間は系列ごとに激しい競争を行ったが、一九世紀初頭になるとそれぞれ仲間としての統制を強め、江戸・京都・大坂の飛脚問屋を「三ヶ処合体之家業柄」⁽⁵⁾とみなす意識を持つていた。二条・大坂城大番頭・番衆の荷を運ぶ名目の輸送は毎年の交代ごとに更新されて長く行われ⁽⁶⁾、のちには飛脚問屋仲間のうち年番となった飛脚問屋がこれらを請負った⁽⁷⁾。月三度の番衆の輸送では宰領は乗掛馬に乗り、他に荷を運ぶ二頭の馬が伴うが、乗掛馬に番衆の荷を積むほかは一般の商貨を積むことが慣行とされ⁽⁸⁾、三頭の馬は大番組頭から先触が出され、

問屋場の馬を御定賃錢で利用した⁹⁾。これらとは別に飛脚便には早便(早飛脚)、並便をはじめ各種があり¹⁰⁾、宿場で相対の馬を利用するなどしていたが¹¹⁾、天明二年(一七八二)の江戸仲間の株仲間公認後は、問屋場で御定賃錢での馬の利用が認められた。しかし、実際には相応の出費が必要であり¹²⁾、とりわけ昼夜を問わず急行する早飛脚は、日限に因るため各宿の事情に応じて割増金が要求された¹³⁾。このように彼らの輸送業務は基本的に宿場の馬に依存していたため、その輸送の品質は時々の宿場の輸送事情に大きく影響されざるを得ず、とくに人馬拵底の時期には飛脚荷物も継立ての停滞により延着を余儀なくされた。利右衛門が二条・大坂城在番武士の輸送を「此業の元備」¹⁴⁾と考えて重要視し、諸家や公家の御用のほか一般の商貨や書状の輸送を勤める自らの業務を「国用弁理之家業」(本史料「上」、一六頁)と自負するのも、公用輸送を前提とした宿駅制度の下で商用輸送を行うという形態をとる限り、飛脚荷物のスムーズな継立てのためには公的な権威と意義に頼らざるを得ないという事情があったことが大きい。

本史料が成立した天保期の場合、文政末年以降の輸送事情の逼迫に加え、天保の飢饉により米価をはじめ物価が高騰し、本史料にみる通り宿場によつては馬の飼育も容易でなく、馬数が減少し飛脚荷物の継立てが滞り延着が著しい状況となっていた。もつともこうした街道筋の混乱はこの時期に始まったことではなく、寛保元年(一七四一)頃には元文の貨幣改鑄により物価が高騰して馬持や人足などが困窮し、人馬の不足、駄賃の高騰、道中の治安悪化という形で街道の混乱が現れ始めている。本史料「下」に掲載の鳴海宿問屋役人宛の一札(「下」、(13頁)にみるように、宝暦・明和・安永年間(一七五一〜一七八二)には飛脚荷物の延着が著しかったといひ、かつては江戸・大坂間で早便が五日・六日、並便が八日・九日という日程で請け負っていたものが、前者が七、八日、後者に至つては二〇日から三〇日もかかったという¹⁵⁾。このように十八世紀後半以降になると、飛脚荷物の輸送にとつて困難な事態がしばしば発生していた。そのため、飛脚問屋間でも各々が有力諸侯や公家などに取り入り、諸家の御用荷物であることを示す会符を借り受け、権威を利用して御定賃錢による宿人馬の使

用と継立ての便宜を図り、実際には商人荷物などを運ぶという不正が横行した。また、江戸仲間が株仲間として公認を求めたのも、以上のような輸送上の困難を打開する目的があつたためである。九年に及ぶ出願運動の末、天明二年に道中奉行から公許を受けた際には、宿人馬に限らず助郷馬を用いても飛脚荷物を留め置かず継送るよう、飛脚仲間の願い通り道中奉行から東海道各宿を始め、中山道・日光道中・奥州道中に触が出されている¹⁶⁾。しかし、その後も三回にわたり定飛脚仲間の愁訴により同様の触が出されてお¹⁷⁾、時間が経てば効果も薄れたようである。寛政期には会符荷物の厳しい取り締まりもあり(本史料「上」、九〜一〇頁)、仲間内でも享和3年(一八〇三)に仲間仕法を定めて統制を強め、一定の業務改革も行われていた。飛脚荷物の延着を打開するにあたり、従来からの方法では限界が生じていたものと思われる。

本史料と同じく利右衛門の著作である「御番衆定飛脚濫觴」によれば、史料にみられる各宿との交渉に至るまでには以下のような経緯があつた。すなわち、鳴海・池鯉鮒宿より大坂の柳屋、京都の近江屋名義で差立てていた早飛脚の駄賃の追銭が「大崩れ」となるなどの事態が発生し、大坂宰領惣代の天満屋林兵衛・尾張屋藤右衛門、京都近江屋宰領惣代の勘七・三九郎・平助などが天保九年三月下旬に江戸定飛脚問屋仲間へ嘆願を行った。定飛脚仲間では評議の末、道中奉行深谷遠江守(盛房)に愁訴を行い、その添翰を得て東海道宿々に向向して交渉を行い、また定飛脚会符に「御用筋御書輸入」の肩書を記すことを願ったが、受け入れられなかった。しかし江戸仲間でも継立ての悪化を看過できず、結局飛脚問屋が自力で事態打開を図るべく、東海道宿々と交渉を行うことに決した。そこで江戸仲間内では飛脚問屋・和泉屋主人(甚兵衛)ほかに出向を依頼したものの承諾する者がなく、やむなく惣代としてこれを引き受けたのが、利右衛門であつたという¹⁸⁾。

この利右衛門は、郵政資料館に残る多くの飛脚関係史料を残した人物であり、本史料および『史料集』所載の七点のほか、「二条大坂御城内刻付定飛脚歴代記」「東海道取次所示談書連印帳」などが利右衛門の手によるものと考えられる。自ら記すところによれば、利右衛門は元の名を千蔵と

いい、江戸の飛脚問屋木津屋六左衛門に仕えた利助を父として、安永二年（一七七三）、江戸本町三丁目新道岩附町に生まれた。その後「子細ありて親子浪々」したが、寛政元年（一七八九）、一六歳で江戸の飛脚問屋・大坂屋茂兵衛の丁稚となった。二十歳代後半には当時飛脚仲間の年行事だった主人茂兵衛代として訴訟の際に白洲に出るなど、店の重立ちとなっている。文政三年（一八二〇）、千歳は「主従心庭（底）行違」があり暇を取り、浅草駒形町で瀬戸物商売をした時期があったが、主家や仲間とは連絡を欠かさずにおり、文政一〇年には飛脚問屋・山田屋八左衛門の店預り人となり、利助、利右衛門と改名して飛脚業に携わり生涯を送ったという¹⁹。四〇歳代以降には飛脚仲間が生じた諸問題の調停や処理に当たっており、飛脚業界の重鎮であった²⁰。本史料にみられる東海道の各宿との応対の旅に出たのは六十五歳の頃であるが、利右衛門にとってこのような旅は初めてではなく、文政一三年六月に宿場での継立てについて四度目の触が道中奉行から出された折にも、同年一〇月に飛脚仲間惣代として、箱根以東の宿々と交渉を行っている²¹。

本史料にみられる天保九年の交渉内容は、飛脚側の「演舌書」に基づき各宿に対し各飛脚便について遅滞なく継立てるよう依頼するというもので、とくに着予定のある日限便については、御定元駄賃銭の一分を宿助成として積み立て、毎年一月に三都の飛脚問屋からこれを支払い、さらに問屋場と相対で早馬（早飛脚）の駄賃を定めることで継立ての円滑化を図るといふものである。早馬の追銭などの高騰に歯止めをかけるため、馬士と直接の相対を行わず問屋場で早馬の駄賃を定めるといふ点に交渉の主眼が置かれている。交渉が成立すると「演舌書」に調印を求め、各宿との応対はスムーズに進むところもあれば難航する宿もあり、こうした交渉の過程に各宿の置かれた状況を如実にみることが出来る。早馬の駄賃の追銭が「大崩れ」となった池鯉鮒、鳴海、また、桑名宿では交渉が難航し、池鯉鮒・鳴海宿では破談寸前で交渉がまとまったが、結局桑名宿とは破談に至っている。しかし、三都の飛脚問屋と宰領仲間が結束し、公的輸送を主目的とした宿駅制度下の各宿問屋場（輸送現業部門）と自主的な交渉を行い、東海道全行程にわたり商用輸送のための輸送システムの改善を意図

した点に、この交渉の画期的な意義が存在すると思われる。

ところで、飛脚側が各宿に示した「演舌書」は本史料に記載はないが、『舞阪町史 史料編一』（一九七〇年、三三六～三四四頁）に所載がある²²。「演舌書」には飛脚便の名称の説明があるので、本史料中にみられる名称について、用語解説としてその部分の要約を左に記しておく。なお、（ ）内は筆者の解説である。ただし、要約部分も含め不明な点があり、あくまでも暫定の見解としておく。

- 剋（刻）付：二条大坂城番衆の月三度の差立てを道中ではこのように呼ぶ（宰領一人・乗下と二駄からなる。古来より八日で参着する²³。刻付とは着刻付の差立てのことで、日限があるので道中でこう呼んだものか）。
- 六限幸便：早馬（早飛脚。六日限、すなわち江戸と京・大坂間を六日で結ぶ急行便）ともいう。街道では大坂発は柳屋、京都・江戸の分は近江屋と呼ばれている（近江屋＝近江屋喜平次は京都の早飛脚の業者で、天明五年（一七八五）に京都順番仲間へ家業を差し出し、以後は仲間の持ち合いになった²⁴。柳屋＝柳屋嘉兵衛は、大坂の飛脚問屋・江戸屋源右衛門と津国屋十右衛門が享保年間に近江屋に対抗して設立した早飛脚の業者だったが、享和三年（一八〇三）に大坂の飛脚仲間が共同で運営する早飛脚の会所となった。差し立て日には柳屋の早会所に各飛脚問屋が荷物を持ち寄り、馬出し四軒屋（註7参照）が順番で差し立てた²⁵）。代官預り所や諸家の御用状、一般の急の用向きなどを一箇にまとめ月一八回三都から差立てる。御定賃銭のほか、馬持馬士に追銭・酒手・沓代を出したため、馬士に無理にねだられても問屋場では相対とみて対応しない場合がある。六日限のほか七日限などの日限便がある。以後は馬士の不法がないよう、宰領の乗掛馬と引荷一駄（宰領の乗掛馬と同行し馬で荷だけ運ぶ場合、引荷と呼ぶと思われる）の二頭に限り、問屋場と再談し早馬駄賃を取り決めた（元来早飛脚は宰領一人が乗掛馬に乗り、過貫目は増銭・歩行人足で対応し、さらに重さが増えれば「引荷」ではなく飛脚を二組差立てたので、仕法に変化がみられる²⁶）。
- 三組状簡：毎月二・六・九の日の夜に宰領一人に荷物三駄で江戸から差立

てる（宰領は徒歩か）。一般の金銀荷物書状を運ぶ。一二泊一三日目に京・大坂到着。宿泊地は藤沢・小田原・沼津・江尻・金谷・浜松・赤坂・熱田・四日市・関・石部・大津。山中の箱根宿で継立てが遅れた場合には三嶋泊とし、由比・岡部・掛川・舞坂・藤川泊で熱田以降は右に同じとする。

●丸三状箇：宰領一人に三駄で三組状箇の立出日の間に差立てる。一条・大坂城内大番頭公用の合印状箇立の便（一般の商貨も積み合わせたと思われ）。京・大坂まで一五・六日で参着。戸塚から小口にして毎日二組ずつ継立てたい。宿泊地は戸塚・小田原・三嶋・蒲原・府中・金谷・見付・舞坂・藤川・熱田・四日市・関・石部・大津。ただし、大番頭の用向きだけで差立てる際には合印札を持たせるが、江戸から定例定日には差立てない（丸三とは丸三駄、すなわち、三頭の馬に荷のみを積んで差立てる意味と思われ）。やはり宰領は徒歩か。

●番荷：大坂から二・五・八の日に差立てる。道中宿々の飛脚取次所で取り集めた荷も運ぶ。この度、四駄までに限り、状箇立として宿々に助成を積み立てる。江戸までの日数は一五・六日、宿泊地は伏見・大津・関・四日市・熱田・藤川・新居・袋井・藤枝・由比・三嶋・小田原・藤沢・川崎とする。

●臨時八ツ九ツ目到着之分：二駄、三駄と差立てる分は宿々と駄賃を取り決め、宿泊も決めること（本史料中に「臨時八九立」とある差立てと思われる。臨時の八日限、九日限の差立てということか）。

●京都から差立てる四駄持、小三度（大番頭合印状箇）、早番（毎日差立てる）などがある。

飛脚便の種類については不明な部分が多い。また、時代により相違があるので、注意が必要である。その他、二つほど飛脚に関してよく使われる用語をあげておく。

●状箇：「じょうこ」と読む。前号掲載の「上」では「箇」の文字に（マ）を付したが、訂正し削除したい。大坂城番衆に対する天保七年の飛脚問屋の請負証文に、「御組様御状葛籠壹個掛目七貫目限」とある。これは飛脚問屋で用意し、番衆に差し出した²⁷。この葛籠が状箇であろうか。『東海道名所図会』巻之四の「名産瀬戸染飯」に描かれた飛脚宰領が乗掛馬で街道を行く図にみられる明荷のようなものか。

●抜状：飛脚の早達方法で、初めは宰領が馬で行くが、途中の飛脚取次所で荷を解き、急ぎの書状を抜き出して継人足が状箱を担いでリレー式で急送し、宰領は後から宿々で先行した書状の着刻を確認しながら行く方法。街道に継所を設けて待機する飛脚に次々とリレーさせる継飛脚が延享元年（一七四四）に夜間独行するため危険であるという点から禁止された後、折衷的な方法として行われた²⁸。

最後に、本史料に登場する利右衛門以外の主な人物名や家印について簡単に述べておく。「安藤氏」として登場するのは、天保八年一月から安政五年一〇月まで南品川宿問屋を勤めた安藤全平で、天保一三年（一八四二）の史料に五三歳とある²⁹。本史料にみる安藤はなかなかの羽振りの人物であり、問屋役就任間もない時期であるのに伊勢参宮に向いている。しかも、飛脚問屋側に立って交渉に協力することを兼ねた旅であり、安藤家の来歴や本人の経歴は一切不明であるが、興味深いところである。

同行の飛脚宰領惣代であるが、京都本番宰領与三郎・利兵衛については不詳だが、勘七、与助は京都の早飛脚・近江屋喜平次の宰領惣代、大坂の宰領惣代林兵衛は飛脚問屋・天満屋弥左衛門、藤右衛門は同じく大坂の尾張屋惣右衛門の抱え宰領と思われる³⁰。

また、「上」の冒頭に登場する、甚兵衛は江戸の飛脚問屋・和泉屋主人、以下は江戸仲間、兼伊助は京屋弥兵衛店預人、命清次郎は嶋屋佐右衛門店預人、①文七は大坂屋茂兵衛煩二付代³¹、これに伏見屋五兵衛と、利右衛門が店預り人を勤める山田屋八左衛門を加えた六軒が、当時の江戸の定飛脚問屋仲間である。「下」の最後に登場する命は大坂の飛脚問屋・尾張屋惣右衛門の家印、また、大坂では命は津国屋十右衛門の家印と思われるので命喜左衛門とあるのはその関係者であろうか³²。なお、大津宿では「大儀」という略名が出てくるが、これは大津宿の飛脚取次所・大黒屋儀助のことである³³。宰領総代たちが交渉に参加している背景には、輸送の当事者であることに加え、当時すでに宰領仲間が結成されて久しく、彼らが団結して発言権を強めていた経緯があると思われる。利右衛門もまた丁稚から叩き上げた人物であり、こうした困難な事業に対し際に、飛

脚問屋の主人たちは前述の通り及び腰を見せている。

このほか、史料中には各宿の問屋役・年寄をはじめ帳付や馬指などの宿役人、飛脚取次所⁽³⁴⁾の主などさまざまな人物が登場する。交渉過程の記録ではあるが、こうした人々が活写されているのも本史料の貴重な点といえよう。

さきにも触れたように、利右衛門は本史料のほかにもさまざまな記録を後世に遺している。それらはいずれも主に道中奉行へ提出した文書に関する記録であり、宿駅制度下で飛脚業を後世に至るまで永続させていくため、主に後日の公辺との交渉に備える目的で編まれたものといえよう。これらの記録を編纂した意図や本史料中に見る利右衛門の行動の根底には、飛脚仲間の結束と仲間全体の利益を重視する強い意向が窺われる。飛脚業の困難を打開するために交渉に赴く利右衛門の姿は、飛脚問屋・和泉屋でやはり丁稚から身を起こして支配人となり、利右衛門の旅から三〇数年後の明治初期に飛脚問屋仲間をまとめあげ、陸運元会社(後の内国通運会社)設立の中心人物となった佐々木莊助を彷彿とさせるものがある。利右衛門はある意味で「天保の佐々木莊助」といつてもよいかもしれない。

なお、利右衛門は各宿との交渉の最後に感想として狂歌を載せているが、その雅号を前号では「夷白」とした。今回再検討を行い、当面の見解ではあるが「朧白」と訂正を行いたい。

今回の「下」の掲載にあたっては、「駒通志料を読む会」の青柳整、小川昌造、尾出恒廣、亀井道生、城戸淳子、隅田孝、古川和市の各氏が史料の解説と校正を行い、校正作業には筆者も参加した。また、藤村潤一郎氏には飛脚一般や用語等について貴重なご教示を、山本光正氏には懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げます。

(駒通志料を読む会)事務局 物流博物館・玉井幹司記

註
(1) 「上」の表題部分には「品川宿より藤川二至る迄」と添え書きがあるが、実際は御油までである。

(2) 江戸の飛脚仲間は天明二年(一七八二)に道中奉行から「京大坂定飛脚問屋」として公許を得た(「定飛脚問屋願済一件」、児玉幸多編『近世交通史料集

(3) 七 飛脚関係史料、吉川弘文館、一九七四年、四九七頁。以下、『近世交通史料集七』掲載の史料名は同書の目次掲載の表記に合わせ、同書については『史料集』と略記した。京都の飛脚仲間は元禄十一年(一六九八)に京都中町奉行所から「順番仲間」の名目を得た(「定飛脚発端旧記」、『史料集』、四七一頁、および、藤村潤一郎『近世中期京都順番飛脚問屋の研究』、『史学雑誌』第四七編第一号、一九六五年)。大坂の飛脚仲間は安永三年(一七七四)に大坂東町奉行所から「三度飛脚問屋株」の御免を得ている(「三度飛脚問屋仲間仕法帳」、『史料集』、四五二頁)。なお、以下の通史的な経緯は、日本通運(株)「社史」、一九六二年、を参照。

(4) 大坂城大番頭および番衆の輸送を町飛脚が仲間として請け負うようになったのは寛文四年(一六六四)以降のこととされるが、この輸送に関わった起源は寛永年間とされる。江戸・京・大坂ともに「三度飛脚」と呼ばれ、一種の定期便の代名詞のように使用された。郵政資料館所蔵「二条大坂御城内刻附定飛脚歴代記」(天保二年・未公刊、以下「歴代記」と略す)。「島屋佐右衛門家声録」、『史料集』、三頁。「定飛脚発端旧記」、同右、四七〇頁。二条城については、「島屋佐右衛門家声録」では大坂城より後の可能性を示している。

(5) 「定飛脚問屋願済一件」、同右、四九〇～四九二頁。
(6) 「歴代記」
(7) 「歴代記」、および「御番衆定飛脚濫觴」(以下、「濫觴」と略す)、『史料集』、五九八頁、六〇六～六〇九頁。ちなみに文化一四年(一八一七)には大番頭の用便は月六度で、「百騎」と呼ばれた在番武士の輸送が月三度となっている。「甲府之儀御尋幸国々繩張」、同右、五四八頁。

(8) 「歴代記」。江戸仲間が年番で請負ったのは享和三年(一八〇三)の「仲間仕法書」以降のようである(「仲間諸仕法取締願一件」、『史料集』、五一二～五一三頁)。大坂仲間が年番制になった時期は不明だが、文政二年(一八一九)の大坂仲間による「三度飛脚問屋仲間仕法帳」には、馬出四軒家(津国屋十右衛門・江戸屋平右衛門・天満屋弥左衛門・尾張屋惣右衛門)が番衆の輸送を年番で引請けるとある(同右、四五三頁)。京仲間については簡見では未詳。二条城番衆の輸送は京都順番仲間の内、十七屋組の請負であったという。藤村前掲論文参照。

(9) 「歴代記」、および「濫觴」、『史料集』、五九四～五九五、六〇二頁。
(10) 「濫觴」、同右、六〇八～六〇九頁。
(11) 「仲間仕法帳」・「仲間定法帳」、同右所収。「甲府之儀御尋幸国々繩張」、同右、五四七～五四八頁。本庄栄治郎『本庄栄治郎著作集第8冊 近世経済史の諸研究』、清文堂、一九七三年、二八二～二八四頁、参照。
(12) 「四度目再御願一件」、『史料集』、五九三頁。「濫觴」、同右、六〇二～六〇三頁。公認時には「宿場定賃銭」で通行させる旨の触が出されているが、従来通

り「出歩・酒手」を渡すのが前提であった。「定飛脚問屋願濟一件」、同右、四九四〜四九八頁。

(13) 「四度目再御触願一件」、同右、五七八〜五八〇頁。

(14) 「濫觴」、同右、六〇九頁。

(15) 「定飛脚問屋願濟一件」、同右、四八八頁。

(16) 「四度目再御触願一件」、同右、四九八頁。

(17) 「四度目再御触願一件」、史料集、五七五、五八五〜五八六頁。このような触流しが再三認められるのも、飛脚荷物に一般商貨だけでなく御用荷物が含まれているという前提があった。

「濫觴」、同右、六一六〜六一七頁。京・大坂の宰領惣代が江戸仲間に嘆願を行ったのは、道中奉行から定飛脚問屋仲間として直接公許を得ているのが江戸仲間であったからであろう。もともと定飛脚の公認は三都一体で求め、京・大坂は除外された経緯があった。その後、京仲間は江戸仲間に冥加金を出して「定飛脚」名目を用いたが、大坂は文化年間までこの名目を用いなかった。「定飛脚冥加金演舌書」、同右、四二六〜四二九頁。大坂仲間の「三度飛脚問屋仲間仕法帳」(文政二年(一八一九))には、大坂仲間も「定飛脚」の会符を用いるが、「定飛脚二拘候儀都而江戸仲間引請ニ可相心得候事」とある。同右、四五二〜四五三頁。

(18) 「定飛脚発端旧記」、同右、四六九頁、四八五頁。「定飛脚問屋願濟一件」、同右、五〇二、五〇三頁。「甲府之儀御尋幸国々繩張」、同右、五五八頁。なお、利右衛門の没年は不詳である。

(19) 一例をあげると、「甲府之儀御尋幸国々繩張」、同右、五五六〜五五七頁。「四度目再御触願一件」、同右、五九二〜五九三頁。文政一三年の触では、飛脚宰領は問屋場で宿役人と応対のうえ継立てを行い、問屋場では到着順をもつて日々帳に記入し、宰領が持参した帳面にも到着時刻、継立て時刻を記入し、順継ぎを滞りなく行うことが命ぜられており、道中奉行所の申渡しの際には馬持との相対交渉を禁じられている(同右、五八四〜五八五頁)。この時、飛脚問屋が再触を願った背景には、定式であった登り早飛脚の箱根関所の仕舞越が不安定化していたため、仕舞越を恒常化させたいという意図があった(同右、五七九頁)。元来、迅速を旨とする早飛脚は、夜間に越えることのできない関所などの手前では、御定賃銭に割増しを加え、さらに馬士には相当の酒手・追銭を支払うなどして馬を調達していたが、追銭等の高騰が甚だしかった(同右、五七六、五七七八頁)。しかし触の通り忠実に実行されれば早飛脚も順継ぎとなり、必ずしも良い馬をあてがわれるとは限らず、大名通行などの際には逆に遅延を余儀なくされる。そこで利右衛門は問屋役人に触の主旨として飛脚の「業体不軽筋を会得」させ、早馬(早飛脚)については問屋場での相対賃銭による継立てを行うことで良馬の優先的使用を可能とするとともに、際限のない賃銭の高騰に歯止めをかけようと交渉を行っている。本史料にみる天保九年の交渉において、

早飛脚宰領が同行し、各宿問屋場において駄賃交渉を行っている背景にはこのような事情があり、本史料中にも「九ヶ年以前致御対(談候二付)〔上〕、(一頁)」といった文言がみられるが、これは文政一三年の交渉を指す。藤村潤一郎氏よりご教示を頂いた。

(22) 「歴代記」、および「御番衆定飛脚濫觴」、史料集、六〇八頁。

(23) 「島屋佐右衛門家声録」、史料集、四七頁。

(24) 「三度飛脚問屋仲間仕法帳」、同右、四五二〜四五五頁。

(25) 「仲間仕法帳」(享和三年(一八〇三))、同右、三五四〜三五五頁。

(26) 「濫觴」、同右、六〇六〜六〇七頁。

(27) 「仲間預り之内訴状留」、同右、三八八頁。「仲間心得之四ヶ条并板行摺願一件」、同右、五三四頁。利右衛門は抜状は継状の確実な一方法であるとしている。「定飛脚問屋願濟一件」、同右、五〇四〜五〇五頁。

(28) 「宿役人助郷惣代并人馬指其外名前帳」、品川町史上巻、一九三二年、四六九頁(品川区史史料編、一七〇号文書(利田家文書))、および「品川町史上巻」、四七二頁掲載史料(品川区史史料編、一七七号文書) 参照。

(29) 安藤については、品川区立品川歴史館の富川武史氏にご教示頂いた。文化一四年(一八一七)に「本番宰領一統惣代」は一〇名おり、その中に伊勢屋与三郎の名が見えるが、時代が古く史料中の与三郎であるかどうか不詳である(「丸屋孫市一件訛状」、史料集、四四四頁)。京都の飛脚問屋は本番・問番・早番の各宰領を持っていたようであるが、藤村前掲論文によれば本番・問番の意味は不明であるという。早番は早飛脚であろう。寛政一〇年には本番宰領四四人、問番宰領八二人、早宰領二八人がおり(諸向御給符一件留)、同右、二九五頁、すでに宰領仲間が存在したようである。会符の取り締まりなどを行っている。他の宰領は註(32)に同じ。

(30) 「濫觴」、同右、六〇五頁。

(31) 「33」郵政資料館所蔵「東海道取次所談書連印帳」(未公刊)。

(32) 飛脚取次所は各宿に置かれ、本陣や宿屋など他に本業を持ちながら、飛脚宰領へ荷物の取次を行った。各宿に到着した荷物を周辺へ配達する業務も行っていったようである。巻島隆「近世後期における主要街道の飛脚取次所―定飛脚問屋「京屋」のネットワーク―」、和泉清司編『近世・近代における地域社会の展開』、岩田書院、二〇一〇年、参照。なお、本史料と同時期の飛脚取次所については、前出の「東海道取次所談書連印帳」に、東海道各宿の飛脚取次所の主の記名・押印がある。しかし、全ての宿が揃っていない訳ではなく、その理由はよくわからない。この史料は天保一〇年(一八三九)のものであるが、天保九年の各宿との交渉に関連する内容がある。また、史料中に各飛脚問屋が勝手に取次所を設けることを禁じる文言がある。本史料中、各宿場において登場する人物の内、宿役人以外の人物は、多くの場合、この飛脚取次所の主か、飛脚宰領が定宿とする飛脚宿の主である(両者を兼ねる場合もある)。

(表題)

「天保九戊戌年

御油より

大津迄

宿毎応対日記

定飛脚問屋」

宿毎応対日記

下の巻

一 時に御油宿ニ而吉田下役人立会評義之上極る、尤当宿方加助場処願ニ付、検使役人御出役之由上役人無寸暇由ニ而、いてうや宿りしておかしき鬪あり、昼後より赤坂清水や江落付、折節 姫宮様明日御通行ニ付今夜中ニ駄賃極応対可致迎、直様役場江申入、同夜酒肴持参宿役頭入来、酒席之上安藤より頼ニ而同夜中決談相整ひ調印済

一 同廿二日天気快晴、未明発足、御通行之妨ニ不相成様迎、広はた八幡宮江参詣、此御山は

東照神君御難戦之折柄御凌遊されたる旧跡にして御祠あり、尤少しの廻り等して巳刻頃藤川ひし屋着、同宿之年寄役にして諸事宅ニ而申談引請、宿場江申談、無子細演舌調印相済ければ宿さず、直様岡崎江越る

一 岡崎宿大津屋江止宿、尤樋口藤川江出向ひ、宿勤助方江案内あり

一 同廿三日天気快晴、早朝役場江出向一応申演引取、然ル処当駅之儀は御領主より御差免与相見得、各大小黒羽織着流し、問屋年寄四人連立、帳付之古老与七殿差添入来、安藤氏江別段練かん壱箱、惣代・才領中江者酒肴を携、至而叮嚀たり、安藤氏発言ありて、定飛脚問屋より御宿方江頼之筋、自分伊勢参宮之志願も有之、外役家より無抛声懸りも有之、同道罷越候次第被申演、利右衛門為引合ある、夫より老夫引請而今般出向候子細者兼而御案内之通、渡世柄とハ乍申、諸家様之御用向を引請、其外世上為便利前々御 免を蒙り家業致来り、夫々参着日限請負之廉、近来宿々御継立相滞及遅着、諸向江申訳難相立、且者

御宿場ニより馬士相對荷物之事故、駄賃何程引取候而茂不苦様相心得、法外之儀抔申懸ケ、其段御役場江御挨拶被下度旨御頼申入候而も、相對荷物故御頼着不被下段被仰聞候御下役衆も有之、才領壱人之始末ニおよび兼、既演舌書を以申演候通、渡世之往返難成旨断申出候得者、無抛御宿々江折入て御頼申入、以来右体之次第御宿毎江押移り不申様、早馬駄賃其外追酒手・沓代等ニ至迄、御役場江御引取馬士江御渡し被下候様御世話相願度、且者諸荷物之継立夫々無滞御継送り被下候、為御挨拶日限便之分、已来御定元駄賃錢之一割積置、年々十一月限之分三ヶ処より取纏割渡し可申旨御引合ニ罷越候次第、宜御承引被下度旨申演る

私曰、此口演当宿ニ茂限らず、是迄之宿毎演舌前後不弁ニ付、齟齬ありといへとも、筋道不申演候而者取取るものなし、察し給へ

良暫く双方無言にして聞居たり、上役人発声して、一応御出向之筋ハ承届たり、然れとも打続近来之違作ニ而諸色高直ニ而、馬飼持当駅ニも限らず、宿場取賄方難儀之折柄と申、役頭とハ乍申、継立万端之義者都而下役・帳付・馬指之取計ニ為任置、一々不相弁と申而者如何なれとも、召連たる当宿年来之下役江申付、才領衆と篤と申談候様可申付、尚不参之同役、御申演之趣為申聞可及御挨拶、先ッ御休息あるべしと引取

私曰、此答茂是迄之宿毎同体なり、当宿ニ限らず

駄賃極其外応対与七殿引受、諸事才領中と対談せり、兼而期したる当処之名物一人一婦(カ)之名妓、各祝着して旅のうさを晴す、口伝へ能練し岡崎みその吸もの、だしにせらる、身こそつられ

但 樋口より酒肴到来、服部より重詰物到来

一 同廿四日天気快晴、演舌調印相済、役場江挨拶して、先駈之面々池鯉鮒宿滝口屋帳付松右衛門・理助・善九郎・市三郎等を以及懸合候へ共、駄賃不落合、跡仕舞之面々待合候得共不参、如何哉之旨柳屋便りを以岡崎江文通致す

一 同廿五日曇天、跡仕舞来着、宿役人并見舞物持参入来、問屋六兵衛殿・鈴木甚左衛門殿・永田清兵衛殿・年寄伊東九右衛門・山本定助・梅田

新蔵等各かたずをのんて来席せり、一礼終りて安藤氏、兼而心得ある当宿なれば、例之演舌ありて、飛脚問屋之儀者兼而度御触茂有之、取訊九ヶ年已前、曾我豊後守様御勤役之砌、着刻付を以継立候様との御触も有之候得共、日夜朝暮之通行二而宿場御世話も相成候家業故、既此度出向候迎も、御威光ケ間敷義者不申立、近來之違作二而諸色高直二付、御同意馬飼持之もの共難義いたし候折柄、いつ方も取賄兼候時節とハ乍申、諸向請負先江対し家業柄申訳難立、且者馬士とも心得違を以荷物居置、駄賃錢不法之義申懸ケ、其意二応候而者渡世難成旨才領中断申出、然ル時者請負荷物差支之筋、殊二下役衆之内二茂兼而相對馬之事故、役場二而馬士之取示し難被致被申候宿場も有之、難義之趣を以我等宿内江も示談有之折柄、拙者外用旅行之志有之、且ハ無拋筋より致同道遣し候様、尤駄賃・追錢・酒手等之おし合二ハ不拘、一応筋道之助言双方之申分を承遣候様との事二而同道致来候段申演られければ、宿役人一同聞居たるのミニ而一言も発せず、利右衛門より例之演舌いたし候処、問屋発声、当時節柄馬扨底なるハ申迄もなし、早馬を付候馬持五六人二限り候、此もの共江申談候様下役人江可申付、役頭たりといへとも下々馬持・馬士とも会得不致義者權威を以申附かたし、いつれ衆評之上御挨拶可致迎引取り、夫より帳付入來、才領中より古例之駄賃江當時之振合を加懸合初けるよし、然ル処馬持・馬士之申分と齟齬いたし、双方江帳付衆立廻りせり詰といへとも、何分欠隔して不決、いつれ明朝迄と申延

一 同廿六日天気快晴、早朝安藤より帳付江利解あるといへとも、不模通終日之おし合決着せず

私曰、当駅之儀、鳴海宿 尾州御領之御威光を以会処荷物と悔(侮)り、駄賃居取之兩宿二而、馬持則馬士にして何分我意強く、帳付衆茂同意なるや、既役場二而可声懸荷物二而者無之様相心得候廢付、今度之応対こゝろに染す、彼是引月延と見得たり、捨置鳴海江越たり共、荷胆(担)人を増利なれば宿役人より不応対談旨一札を取、然ふして明朝御領分荻谷御役所江始末を訴、御裁判を願可申旨同心相決シ、夜もすから願書を認、演舌帳役場より取戻し、尤往返之荷

物差懸り參着難計、若継立不申候ハ、居付せりふ可致、勿論岡崎・鳴海兩宿役場江茂一兩人宛差向可申と既手筈を定め、夜の明るを待かけたなり

一 同廿七日天気快晴、宿帳付理助殿を以破談之趣上役人中江相達、一札可申請旨申遣す、然ル処先方より駄賃おれ合、此方より茂相増し、やとの扱二而熟談致す、演舌調印済て発足

晩稻の懸ケ干を見て

(一) おくの手は既に荻谷と思ひねの夢を知立のやとに任せて

一 扱当宿問屋役場江出向たる処、名におふ

尾州公之御領知にして、問屋場の行想(粧)、まん幕を引廻し其結構たる事街道随一にして、奥の一問江請し、香泉湯・菓子を出し、暫御ひかへ有べし、詰合之間屋得御意へし迎無程問屋近藤佐兵衛殿・下郷正平殿立出、安藤氏江一礼終りて、江戸表飛脚問屋惣代遠路之出向御大儀千万也、演舌書之趣いまた篤与披見不致といへとも、当駅二も不

限、宿々いつれも差支可有之儀二而容易に難及挨拶、先於拙者承知印形難致被存候、尤元駄賃之一割増役場為助成積立、以來可差贈旨之書添有之といへとも、於当駅者及辞退候、何分近來諸国違作打続、馬持以下身輕之者共馬飼立及難義候得者、其時々心付被差遣候儀者小前之貧人者救遣たし、其余心付二不及、扱また継立之儀、右体之時節柄二而不任心底、尤可継送者勿論なれとも、追而諸色下落致迄は勘弁請たし、いつれ演舌書篤与熟覽之上、同役申談、否哉挨拶可致旅宿二被控候様、安藤氏折角之御誘引と申、可成丈之義者承届申たしといへとも、役柄上同意二而不任心底旨にがり切て演舌ある

惣代答て、御宿方御迷惑之時節も不弁御頼二出向候段、近頃無こゝ、ろ次第御察見之程恥入候得とも、演舌書二申演候通、国用為弁利、前々より蒙 御免家業柄二而、諸向請負之御先々江対し時節柄と見流し乍居、才領共而已不情之様安閑と罷過候而ハ、業体を以世渡候今日様江不相濟筋と心付、御宿方之御迷惑をも不顧、折入て御頼申度出向候次第二而、外御宿方は迄御聞訊御承知被成下候得者、格別

之御勘弁を以御宿並御調印被下度段申出候処、安藤氏引取

惣代之申処者家業江対しならぬ迄も御頼申入、其上右廉々之内二茂取
訊御迷惑之儀者強而とは難申、早馬駄賃等之儀者下役衆より才領中江
為打合、且御継立之儀茂可成丈無疎意御取扱被遣候積り、無御腹藏御
示談被成遣候様ニ致度旨被申演候処、近藤答て、いつれ同役江も申談、
従是可否申入旨ニ而、外宿方近來 御伝馬人足物多く御同意難義之宿
斷有之引取、無程美濃屋を以安藤氏江役人中為御挨拶旅宿江罷越候、
夫二付飛脚問屋惣代并才領暫く闕座可為致旨申送り、酒肴を仕訳贈る、
心得たりと別問江引退けり、扱問屋兩人入来り一札終りて、ひとりハ
御用筋ニ而岡崎江参る、ひとりハ無扱もの明朝致他国候振舞ニ呼る、
と、何哉歎哉無寸暇噂はなし被致、尤飛脚屋之一儀者双方不申出候口
堅めあり、少々宿用の嘶して、遠路見舞一ト通申而、帰りかけ飛脚之
間江立寄、過刻はと中腰ニ而致挨拶引取

私曰、扱只今之行粧・權式と申、先刻役場江出向候節之演舌之趣、
何分演舌書江承知印不致、御用多に事寄致他捨置候体ニ見得た
り、然ル上者安閑と待居候も如何也、然ル由是より引返し下向も被
致間敷、依而 尾州公御出張役所江出訴して可申立、次第者別紙演
舌書を以宿毎頼引合致来、池鯉鮒宿迄承知印形申請来候処、御当宿
問屋取敢不被申調印不承知被申候、畢竟演舌書に茂申演候通、渡世
とハ申用為弁理先年蒙 御免候家業体ニ而私事ニあらず、世上
一統之為 御救、従

御 公儀様格別之以 御憐愍被置御立候儀を、乍恐

御同礼なる 御領分之於御宿方、往返家業被取潰候同様継立不承知
被申候段、近頃歎ケ敷御儀ニ奉存候、何卒格別之以御憐愍宿役人
召出 御慈悲之御利解被成下置候様偏奉願上候段、取槌(繩)り
候而者如何

安藤被申候者、其段一利ありといへとも、我等一分を以今一応近藤氏
江面会申入、演舌書之廉并如何之心入哉、篤と示談いたし見可申存
間、先ツ早まるまいと被申、美濃屋を以被申入候処、問屋場江詰罷在、
可致面会旨申来り、彼是夜二入被出向、長談にして五更之頃被引取、

為取替之案文持参、則左之通

此案文最初者難差出文言有之、夜もすから才領中江も申談、文言拔
候懸合ありて、漸左之通一札差入候事

差出申一札之事

一 江戸・京都・大坂三ヶ処問屋より差立候定飛脚荷物之儀、往古ハ宿々
御役場江御世話筋ニ相成候義は稀ニ而、宿々稼馬等多くかた／＼
無滞往返いたし候処、宝曆・明和・安永年以來ハ連々宿々稼馬相減シ、
就中諸御往来之御荷物と差湊ひ候儀折節有之、自然と三都会所荷物跡
廻し、或ハ暫時出馬待合候而茂数ヶ宿長途之海道筋之義ニ付右之遅々
相嵩、往返共三十ヶ日余茂相懸り候様相成諸事差支申候、仍而安永年
三都より不得止事道中 御奉行所様江御願奉申上候処、夫々御取調之
上、天明年中定飛脚と申名目被 仰付、難有次第ニ而業体致来り候、
然ル処近來違作打続、諸色高直等ニ而、宿々一体ニ潰馬多く、又候安
永年中之姿ニ引移り、差立荷物道中筋数ヶ日相懸り、三都問屋一同迷
惑至極ニ付、荷物廉々泊り付等相定并馬士取締方演舌書を以向後出精
継立被下度旨、右之趣承知調印被下候ニ付而者、日限便之分ハ定元駄
賃錢ニ一割増錢、年内積置、毎年十一月ニ至、宿助成御渡可申旨を茂
申添、今度示談ニおよひ申候処、御当駄之儀者、右私共より申入候演
舌書之通、尤不承知と申訳ニハ無之候得共、廉々之内ニ鳴海宿ニハ不
限、往々宿々一体ニ不行屈筋合哉ニ茂相見得候廉々茂有之、右ニ付調
印之儀者一応当組合宿々出情(精)方申云之上ニ而調印被成度由之処、
左候而者品川宿より初、池鯉鮒宿迄最早調印茂済来候事ニ付、鳴海宿
ニ限、夫々演舌書之内相互ニ示談いたし会、差略認直シ調印と申儀も
是迄之宿々江相響、難相成段御舍被下、尚又御示談之趣者鳴海宿外
宿通り調印ハ致候得共、演舌書之内、廉々不残者難計ひ、尤可相成丈
ヶ者演舌書通取計ひ可申心得ニハ候得共、万一行屈節勘弁品相斷置
度、夫二付向後より御定元駄賃錢之一割積錢差出ニハ及不申、併當時
諸色高直ニ付、米一升ニ付八拾文、大豆壹升ニ付六拾文、糖(糠)一
升ニ付九文位ニ相成候迄之処、困窮之馬士共江心付ケ遣呉候様御頼之

旨致承知候、勿論馬士ねたりケ間敷義者無之様取メリ被下候儀者不申及、可相成丈ケ出情(精)御継立被下候筈ニ付而者聊申分無之候ニ付而者、演舌書之内に茂万一相違之訳共出来候共、御当宿江対シ差入組ケ間敷段申出間敷候、為後日一札仍如件

京都
大坂 定飛脚問屋
江戸 惣代 利右衛門印

京本番才領
同 与三郎 印
同 利兵衛 印

同近江屋才領
同 勘七 印
与助 印

大坂 才領
同 林兵衛 印
藤右衛門印

東海道 鳴海宿問屋
尾州御領 御役人中

右一札差入候処演舌書調印致来り、夫より駄賃極ニ至り一朝一夕ニ不取極、ア、断(理)成かな、既旧冬江戸屋才領惣吉、間金五駄持ニ而下り候節、馬壹疋錢壹貫文ニ而五貫束ねを相渡し、其已来何程共無定、居取之手始宿にして、其間金ニ限らず、柳屋者勿論近江屋才領或者一貫貳百文、又者壹貫五百文となり果しなく、右等之見当ニ而為申合取究形ニ引合置候もの茂有之、然ル処今般才領中之引合方、一疋ニ付五百文位より申出、表一道早馬五百八拾文、間五百四拾八文ニ取極、尤外宿江不移様、右之外相對錢七八拾文者美濃屋其外馬持・馬指之孕錢取極、尤二季勘定之積り、一札為取替漸夕刻ニ至り取引相済引払ひけり

へ演舌がたねと鳴海の駄賃錢しほりあけたるかの有松 浅白
私曰、当駅一ケ宿たり共、出向たるもの共之心労後年ニ至る共推察あるべし、尤安藤氏表一道骨折被申たり、随而子蔵(小僧)茂才領中茂一生懸命、生死此一挙ニあり、跡へも先江茂参りかたし、落涙して美談あれ

熱田宿小嶋・貝谷支配人出迎ひ、岡崎宿帳付態々出向、外宿見くらへ駄賃相違之尻が来る

右体難場を切抜け、夜二入両家之差宿紀伊国屋江止宿之祝ひとして鯛屋江罷越一興あり

一
十月晦日天気、宿役江音物差贈り小嶋・貝谷江演舌書披見為致、夫より問屋場へ出向、下役人江委細申置引取、無程役頭藤田勝四郎面会致度旨申来る、則利右衛門、利兵衛・林兵衛・与助差添役場江出向たり、一ト問江請し藤田出座して一礼終り、今般御宿方江御頼之筋ニ而出向候次第、演舌書之始末一応申演たり、然ル処藤田被申出候者、我等事九月中旬より江戸表江宿用ニ而罷下り、漸兩三日以前帰宿せり、則逗留中日本橋大坂屋江書狀頼候也、其砌品川宿江茂罷越候処、同役安藤氏者他国之由不致面会、然ル処此節各方同道とは不審なり、「夫者」(右挿入)扱置今般御頼之筋一応承り届たり、されと先此方より尋度子細あり、去々年諸国違作ニ付、諸国とも窮民救之心付有之、夫ニ付去ル天明年中凶作之折柄、三都飛脚中より当組内宿々馬持共江施行米・糖(糠)・大豆被差贈候例有之候ニ付、組合宿相談之上、先年当駅小嶋・貝谷より割渡候旧記有之、当駅より京・大坂・江戸江施行之志無之哉否哉之文通致呉候様、宮田(熱田)宿・当駅兩名を以三ヶ処江申進し候処、右返書者勿論何共否哉之儀不被申越、勿論時代ニ随ひ候義ニ而強而施行被致度と申二者無之、致すとも不致とも無沙汰ニ付、組合宿之内二者当駅ニ而取込置、宿々江割不渡様疑念茂有之、及文通候宿方甚迷惑いたし候折柄なれハ、今般各方之頼よりハ先ツ此方より申進し候施行之有無返答承りたし、其上各より頼之筋応体(対)可致旨申出たり

利右衛門心の中思唯(惟)して、何様去々年江戸仲間中江文通有之、

両三月寄合之度毎書面を持出し評議ありし也、然れとも駢と返書者勿論等閑たり、右者其頃江戸十七屋退転後二而、三都命一統勢運之折柄二而、諸荷物多く差立候故、京・大坂組合一泡(抱力)之施シたるやと思へは、江戸屋・天満屋等も施行連中之由、宿場之旧記有之との演舌、何とも答ふべき愚按出す、いつれ年暦之相立候儀二而、當時会所許入替り、不弁二而御返答遅滞と被存候、両地へ罷越とくと承り糺候上二而否哉御挨拶可致旨逃口上可致旨相決し、折柄京・大坂才領中江尋問ふ、然ル処一向其沙汰不承と申を幸ひ、いつれ兩地へ罷越篤と相尋御挨拶可致旨答ふ

右藤田難しられ、有無之返答不被致、自分より頼とハ如何なれとも一応同役江申談挨拶可致との事二而引取り

此請答は利右衛門閉口せり、曰をいふも仲間之恥、言ざるハ仲間之等閑ニして、一言もなし、此一件閉口之外思案出す

「頃は救ひのあつたけな」(並記)

へ天明の救ひハありし古事茂いまは天保のかわに流して

一 安藤氏同道との事、実之安藤二而者有間敷、我等去月七日品川江見舞候処、安藤氏者大坂江被参候由、既同役源左衛門・帳付八五郎外年寄・名主二茂逢来り候、今頃安藤同道とは不審千万なり、夫は扱置当駅之始末方不宜との事歟如何

利右衛門答て、御当宿へ対シ何も申分なし、然れとも宿並之事故御承知印申請度、安藤氏之御不審御尤なれとも、宿毎之引合彼是差支隙取候段いさゝ演舌す

藤田疑ひ晴ける歟、後刻御意得んと引別れけり、其後藤田・南部新五左衛門・堀田兵次郎、下役召連旅宿江入来、安藤江面会、打解て酒興之上永楽屋江惣一座二而参る

但 昨夜鯛屋之餐(饗)し宜からず、安藤之相方如何しけん床なし引取、夜もすから独寝して不興千万なる茂おかし

其夜者宿役人より安藤江振舞なり、利右衛門逃て帰る、留主江小嶋・貝谷より才領中へ出振舞あり

一 十一月朔日雨天、南風強く暖気、出船なし、又候宿役人入来振舞返し、

永楽や江誘引

但 此入用者貝谷・小嶋之振舞として餐(饗)応ある

一 宿場懸合之儀者才領中并両家支配人中立、駄賃其外極、尤為取替認方不行届、翌朝江廻る

一 十一月二日天気快晴、役場江礼二参り出船之用意整ふ、漸昼前発足、海端迄宿役人一同見送り、小嶋・貝谷主人・支配人見送り、目覚しかりき出立なり

但 御定目続(読)立なし、見分而已、船は借切にして船中重詰結構にして、酒興に乘し桑名江夜二入着船、松全江止宿

一 同三日天気快晴、松全を以役場へ案内申入出向ふ、旅宿江役人入来ありて安藤を誘引して出振舞あり

一 抑当駅之儀者近來三度飛脚荷物多分四日市より乗拔之儀快よからず、右故を以往來之旅泊桑名江不参、都而當駅之衰微たる病根にして、然茂五十丁三里之長継場二而四日市より船二而乗拔多く、途中替馬無之、依而片便に終日を費、不引合なる故に馬持追々相減し、當時拾三疋之外手宛無之、且ハ松全を始、宿下役人いつれ茂旅人之中喰或者泊りを待請候茶店たり、依而今般三都出向社幸ひ、以來下り定飛脚荷物不残四日市乘不致、馬二而桑名江罷越候様取極可申と、片すを吞んで待懸たり、然ル処登三組四日市詰之泊り附、一円不承知申立、然れとも下り荷物早馬より三度大荷迄茂四日市乗決而致間敷段議定一札差入候ハ、登三組之相談茂可致との腹なり、依之何分二茂示談不落合、殊ニ安藤氏を引出し、上下之役人取持として不懸合、松全茂同腹にして不及示談、終日内輪而已心痛たり

此段下り方一円二馬継と申時ハ四日市宿二而不承知可申、且下り諸荷物柳屋・近江屋を始、都而一日宛之延引、殊ニ雜用二茂拘り、彼是以一円馬継之議定難致、然ル逆折角もの入して出向、登り方三組之泊り附通外宿不継送とも熟田之桑名泊りとは難取極、且者四日市解詰替之手筈、旁以ならぬ迄茂四日市詰二引合懸申度往返の切扼節約力)ニ拘り、いかんとも難決、才領中打寄種々とこんたんを碎といへとも勘弁ニ不能、何様申共宿方不聞入其日を贈(送)る

へ蛤のいかに名所と云なから明たる口のふさがぬぞ憂き

一 同四日天気、登り三組之船上り、八時頃迄二着船之分桑名江継送り呉候様、夫迎も馬都合不致候ハ、当駅泊り翌朝継立之積り、種々及引合候得とも、下り四日市乗一円二不致積り一札差入不申而者、何分演舌書調印難致旨申断、不得止事破談となる

一 同日八時過より破談して四日市江越る、黒川より差宿ありて同宿茶碗屋江夜二入参着、其夜より黒川之賄を以懸合初る

一 同五日天気快晴、安藤同道役場江参る、役頭面会応体(対)して引取、尚又旅宿江問屋庄右衛門殿始追々入来ある、尤桑名宿往返之荷物継立方差支、無抛落印之次第安藤より演舌ある、併隣宿之好身、於当駅茂調印如何敷旨斟(カ)酌あれとも、御当駅より不残馬二而下り方無差支継送り被呉候哉之詰引二而然ル時者当駅差支候由、四日市船之儀者、東照神君 御免許之船五艘あり、夫より追々造り増、当時ハ廿五六艘ありて便利宜敷海上茂乗なれ怪我なしとの事、彼是以桑名之儀者追而懸合候積り示談して調印可致二決す

一 扱又安藤氏兼而志願二付、伊勢参宮之存立より同道被致候処、彼是数ヶ月を経ぬれば、江戸表日延之日限もきれ、且ハ極晩二至り宿内之用向取渡し手都合二茂拘候得者、追分より振分け申度旨宮泊り之頃より内談有之、無抛次第二付才領中江申談、林兵衛差添御供して伊勢参宮より和州路順覧ありて大坂江出向、待請候筈決着して用意致ス

但 金五両為持、案内として林兵衛差添夫々仕分たり

へ海陸を両手に持し四日市いづれの道茂放されはせず
右之手筈二付差急手廻し宜敷調印済、八ツ頃発足、尤黒川より重詰・酒・菓子等到来、利兵衛身寄より菓子到来

私曰、是より親之手許離れ之心持二而無覚束ハ思へとも、素より老夫一人たり共出向、宿毎之応体(対)可致、大胆不敵之馬鹿ものなれば聊恐る、色もなく勇進んで別れたり

一 同日石薬師宿小沢惣右衛門殿方江止宿、音物を配り駄賃極二取懸る
一 同六日曇天、雨降出し、問屋場江出向問屋正八郎殿江面会、一応申演て引取、尚又出向演舌書之廉々尋二応し請答速にして正八殿呑込能、

調印相済、駄賃極取引済て、年分一割増之駄数を始、柳屋・近江屋早馬駄賃・間荷駄賃其外取極之趣、問屋役場江張置候二付、厚紙二認差出候様被申付、心得たりと認渡し昼前二発足シ、

へ能かれよと守らせ給ふ石薬師飛脚問屋のかける能書

庄野宿大黒屋七右衛門殿二而中飯して、問屋場江出向、応対してせき立く、駄賃極調印相済、夕暮より夜すから亀山宿江、

へどふ庄野こふしやうのとも思惑のなふて済せし演舌の請

夜五ツ時頃大和屋平八殿方江止宿、其夜音物を配り、宿平八殿事問屋帳付之由を以、夜すから業体を解(説)く

一 同七日曇天、宿平八殿を以役人中江面会を請ふ、当駅之儀役場二夕場ありて、西町江茂被申触、宿役人寄合之席、応対速にして荒増熟談整ひ、同日八時頃より先駈之面々関宿伊藤江宿取二参る、跡引払ひ夜二入着揃ひ、其夜者一献して酌人ひとり呼あげ、其夜添寝して休む

へ禪をおゑりに懸し地藏尊むすぶの縁を関の戸の内

私曰、なんと強けつなる親仁なるべし

一 同八日曇天晴る、役人中江音物を配り、早朝より伊藤賄人を以懸合、川北・大空入来、関戸老箱宛見舞持参二而、亀山宿江取次処を免し不相済段問答を仕懸る、川北と数刻之間問答二及ふ、大空中二立入取鎮めたり、亀山西村より音物到来尚更述懐せり、荒増にして演舌調印、駄賃茂極り取引済て、八ツ時頃振切て坂の下江越る、松屋江止宿、途中より雪降る、濡鼠になりて到着、其夜当主者若年たれとも、名におふ嘉兵衛殿之仕込にして才子たり、彦市と号

一 同九日大雪降る、漸問屋場江出向、一応申演て旅宿二ひかへたり、昼後才領中役場より呼二来る、一同出向候処良暫くして戻り来、年寄甚左衛門殿種々難問ありて、御触之御趣意を不弁、何分二茂演舌調印難成旨断を申旨を告る、折柄雪は鵝毛に似て飛ひて散乱し、道八名におふ山々の坂ノ下なり、肌ハ夕部気ニして寒しといへとも、御触之写を懐中にして役場へ出向たり、各々役人列座してひかへたり、年寄甚左衛門発声して、遠路之処御出向御苦勞千万なり、演舌書致熟覧、諸ヶ条御引合趣二付過刻宰領中江申入候通容易ニ承知印難致次第八、

先以近来諸国違作ニ付諸色高直ニ而、当駅ニ茂限らず街道筋宿々馬飼付不行届、一体ニ極難之折柄、急度上下を召されての御懸合者近頃迷惑千万ニ存る、尤各方請負家業之事ニ而、外宿ハしらす当駅ニおゐて可繼訊なれば、是迄迎も龜略之取扱致さず、可相成丈心を尽し繼送り候処、かゝる時節柄を茂無御推察、遠路之処御物入被成御出向之段近頃笑止千万なり、殊ニ品川宿役頭をも御同道との事、街道筋親宿共頼に思ふ親宿之差添ふとハ情なし、かゝる難義の折柄なれ者出向とも無詮、今少し時節宜敷なる迄見合候様、各を差留可被呉筈、然ル処演舌書諸ケ条之内、泊り宿を定、繼送り候様との事、承知印致時者たとへハ登三組様者何宿迄御越有之哉と桑名辺迄も遠見を出して馬之用意致さすハ成まし、尤備馬沢山あらば心配致さず候得とも、払底之折柄、附払候跡杯之節、助郷馬呼出し為待置候而茂、若定日ニ御到着無之節ハ不用ニ相成、差戻し候共宿場之費少なからず、尤前々御触茂有之定飛脚荷物之儀等閑ニ可致訳者無之候得とも、右前々御触之御趣意近頃乍未熟平日そらんし而も不罷有、さすれば旧記等茂能々取調、随而馬之手宛を致さねは、うかと演舌書江承知印難致ニ付、折角当駅迄御越二者候得共、篤与宿内之備立茂致候上ニ而印形致度、暫く落印之段御承知あるべしとにがり切て被申演たり

利右衛門答て、先以入御念たる御挨拶痛入候なり、然れとも御時節を茂不弁、もの入して出向候段近頃愚頓(鈍)之至り御察之程恥入候得者一応申演候、御承知之通諸向より請負家業之身柄ニ而、蒙御免候とは乍申、今日を世渡る業の会処許ニ而、御時節迎安閑として罷在候而者請負先江対し申分難立、其業の冥加を思ふ故に、たとへ模通り不申迄も、御宿毎へ出向、幾重ニ茂御頼申入、夫ニ而茂早着難成候ハ、自力ニ及さるの申訳も可立、且者時節を待との御示談ニ候得共、既演舌書ニも申立候通、熱田より東之御宿々ニ而馬士共急之荷物を見込、居置駄賃何程相渡候哉之旨申聞、跡江茂先江も不繼送、任其意候得者無際限相成、且ハ隣宿江茂押移り、右之形ニ而者渡世之往返難成旨、京・大坂宰領共腰を居申出可身退之旨、係る手詰必至と相せまり、夫迎も捨置候而者三ヶ処とも諸向より之請負

家業難相成、渡世替可致之外無御座、然迎も私事ニもあらず、前以願濟之儀と申、愁訴仕候而ハ却而御宿方江茂相響候次第、彼是以無抛御時節故ニ態々出役御推察を茂御勘弁を茂預御取示ニ度、演舌書ニ而有体ニ申演候次第、小賢く被思召候而者赤面之至り、勿論御当駅江対、是迄無御隔意御取扱被下候義ニ付、可申入筋二者無御座候得共、御宿並ニ御承知印申請来り、於御当駅者(無脱力)御如才御繼立被下候共、抜々に御懸合申入候而者廉立候ニ付、御宿並ニ御承知印被下度、勿論泊り附之義者才領共之油断を茂制止、且者御宿々御心得方申談来候得共、乗拘(均)シ不申而者駈と定日ニ御当駅参着とも難申演、いつれ是迄之通御取計ひ被下候上者申分無御座候、家業柄居計ひ難成請負先江之為申訳、御時節柄を茂不厭出向候段御推察被下度旨申演る

問屋彦市殿始諸役人黙然として双方之申分聞居たりしが、彦市殿発声して、双方一理あり、何ハ兎もあれ当駅ニおゐて是迄之取計ひ方ニ付申分なしとの事、且ハ宿並ニ依而当駅迄印形取揃被来候処、相拒候様相聞得候茂如何也、此上者双方之申分書取一札を取、「演舌帳江」(右挿入)調印之儀者宿並ニ致遣し可然旨申出る

惣代答て、御案文ニ応し一札可差入候
各一同然る上者案文ニ取懸り可申、暫退座あるべし、夫より引取夜ニ入て案文持参、彦市殿帰宅利解ある、流石嘉兵衛の血祿(脉)たるべし、尤互ニあげたりおろしたり懸合ければ

へ山々の思ひ尽せし坂の下あげておろしてく 茂白

為取替証文

先年より江戸・京・大坂三都会所より差立候諸荷物いつとなく自然及延着、御向々届方差支之筋者勿論、会所を始其節之附添才領迄迷惑之義有之候ニ付、三都一統申合之上、御宿々江別紙演舌書江品々箇条相加、御熟覽御納得之上、宿毎御承知印形被下候様、九月五日江戸出立、品川より宿々御調印済、当八日当宿江相越及御頼談候処、是迄外宿方与違ひ、別段相改候訳茂無之候得共、宿並之義ニ付御承知之段相頼候

之処、上下差立候諸荷物泊り所相究候類、其外万端堅く取極候義は別而年柄二而御差支之筋も有之候二付、今暫篤与御考之上ならてハ御調印難被成旨被仰聞、且前書之通、御当宿者是迄荷物着順其外御継合同聊御如才無之二付、御尤ニ存候得共、御宿方計落印ニ而者即今先宿方江茂差響候道理ニ而、遠路之処心配罷在候甲斐も無之始末申立、押而御調印相頼候処、難止御聞取、表向演舌書江宿並御調印被下、猶以以来之処可成丈御継合御心配被下候段忝奉存候、依而是迄通不相替御取扱ニ相成候而会所并才領一同迷惑筋毛頭無之候、仍連印書付如件

天保九戌年十一月十日

利右衛門

利兵衛

与三郎

勘七

与助

藤右衛門

坂下宿

御問屋中

右一札差入演舌調印、尚又駄賃極取引夜中相済

一 同十日天気快晴、土山へ越る、夷屋文次郎方江止宿、折節問屋・年寄早速打寄演舌評席江与三郎案内ニ而平野屋江罷越、逸々始末問答いたし候処、尤之次第二聞取、直様下役夫々江申付、夕刻調印相済候二付直様発足して水口江越る

へ飛梅の名茶はあれど老松の追けん酒手杓代の極

但 伊賀屋より酒・茶到来、抜状賃増之願荒増承知致

一 水口ハ藤屋市左衛門方江止宿、其夜より手廻して懸合を始め（以下欠カ）

一 同十一日天気快晴、役頭小右衛門殿・文次郎殿面会して、一時に解（説）付、演舌調印其場ニ而相済、昼後より石部宿江越る

（へ）ミな口を揃へてかよふ有べしと思ひもよらぬ一判の礼
石部ハ番屋と唱ふ万屋清八と申方江止宿、山水なれとも問屋江之懸合手都合宜敷由を以やとる

一 同十二日雨天、役場江出向候処座席江請し役頭面会、演舌書一応熟覽之上申出候者、近來諸荷物延着二付、宿每江頼之引合ニ被出向候段聞届たり、しかし当駅之儀役場取賄兼、殊之外及困窮候二付、京・大坂江茂無心申入、江戸表江茂去年中文通を以申入、金百両用立被呉候様御頼申入候処、此方より頼之筋者否哉之挨拶茂不被致、各方之頼計承知とは難申、先ツ当駅より頼之挨拶請たし、然ル上者継合之談可致、尤今般御定駄賃之一割増積立相渡可申旨書添有之といへとも、一割位申請て茂詮なし、用立金之返答より承たし

惣代答て、右御用立金之御文通者聡と不弁候得共、家業柄数ヶ宿之義ニ而容易ニ御挨拶難致、殊ニ当夏いつれも類焼方、何事茂不行届御返書不致候哉、いつれ其儀者御宿内限御内談之義、今般出向及御懸合候次第ハ、三都一体之諸荷物御継合之儀、御宿每江及御示談候一儀ニ而、家業道之安否私事ニあらず、兼而前々数度 御触も有之、蒙

御免世上為弁理往返いたし候訳柄をも申立、世上一体之差支相成候故之御引合ニ候得者、宿並ニ御頼筋御承印被下度旨申演候

然ル処いつれ評議之上挨拶可致、先ツ旅宿ニ被控候様との事、夫より帳付衆を以懸合申入候処、宿場江之介（助）成不足を申出、何分二茂困窮宿之儀ニ而継立不行届而巳申居り彼是不埒明、良時移りて諸荷物往返無滞継送り可申間、年々駄数ニ不拘金拾両宛差贈呉候様相発候得者、往返之一割増積積勘定致見候処、凡金五両余ニ当る、依而三都金壹両宛増金して金八両之扱を入候処、先方ニ而も往返早馬駄賃錢江一割増之算当致し、凡金七両式歩程ニ当る、然れハ金八両ニ而諸荷物之継合を引請候而者不引合也、矢張早計ニ而一割増ニ可申請と申、依之才領中又々出向、今般及引合一割増ハ御定之元駄賃錢之一割増ニ而、早馬駄賃江一割増と申二者無之、御算当違之旨再応申聞るといへとも、年寄之内小さかしきもの有之、何分合点せず、彼是と不落合、漸諸荷

物駄数二不拘、一ヶ年金九兩宛差贈可申旨ニ取究り一札を差入候、依而調印相済、駄賃茂極、夕刻より発足して、草津あら物や江六ツ半頃参着

一 増金ハかたひおまへの石部さへあしな心に仕向もやせん

一 同十三日天気快晴、草津宿役場江出向候処問屋十兵衛殿面会、演舌書を以て応対候処、当駅之儀何茂差障候筋も無之、然レ共当駅之儀者三度荷物多分往返致すを以宿場之助成たり、多分なるをよしとす、右体其許之取極被申談候上者、諸事之取締可被致答、然ル所近来登間荷・下り大荷・早番荷物迄茂才領中前(米)原乗被致候趣、一体陸荷物之請負ニ而船積に致すとハ不筋之儀、当駅者多分之荷物継立候勝手之処、船廻しニ被致候段迷惑ニ候、是等之取締茂致度、いつれ評議之上、下役人差遣し可致応体(対)との事なり、

一 埋草に多かれと社祈る也草津の駅の介(助)成駄荷もの

答、当駅ハ三度荷物多分を好との尾に附て、既桑名宿ニ而之せりふ落印之始未申出、御組内之儀御継合差滞さる様御申合被下候ニおゐてハ危ふき船積可致答無之、御宿々不継故不得止事、船江廻り候次第相答引取申候、此船廻しを難ずれば、矢場瀬(矢橋)乗を茂陸路を可継答、手前勝手と被存、才領中へ其儀可申哉否哉及内談候処、言ふ事無用と口留す

昼頃より馬指定番三人、あら物や江入来して駄賃極荒増応体(対)相済引取、尚又役場より才領中呼ニ来り、米原乗以来致間敷旨京地ニおゐて申談、追而議定書可致旨仮議定書可致、尚又演舌書請判之義当宿ニおゐて是迄往返共為滞候儀無之間、問屋役印難致旨、坂の下もとき返答たり、依而宿並と申、秤 御免之懸所ニ而權式張たる役場なれば、是迄之継合ニおゐて申分無之旨一札差入望之通取渡して、漸調印相済、夜子刻頃取引致ス

一 へ会所荷の多かれと社祈るなり草津の宿の助介(成)荷なれば但 此方より之一札者宿並調印を頼と申事而已なれば爰に略す、米

一 原乗之儀も京地仲間へ申談、否哉之取究可致旨之一札たり同十四日天気快晴、未明発足して矢場瀬(矢橋)より順風ニ帆をあけ

て四時頃大津小船入江参着、尤着岸はるかに見渡せば、京地よりの出迎ひ与兵衛・新八・和兵衛、大新清七、大津之三軒各待請たり、直様海老屋江止宿、問屋懸り役人九軒江風呂敷を配る、尤惣代利右衛門を始、才領一同して宅廻りして夜二入引取

一 四軒家之内、大儀弁舌者にして案内あり、当駅懸合方曰あれば、其意ニ随ひ同夜四の宮門前町伊賀屋新宅江誘引致され、一興ありて夜半頃宿処へ引取

一 同十五日天気快晴、四軒家入来ありて、当駅之役場江之懸合方いさゝ申談、大儀を以山本江及内談候処、役場ニ而者差支有之由を以、大儀店奥座敷江遠藤・山本入来之由、勿論一席ニハ不決、一先ツ大坂江立越、当駅之儀者四軒江諾(談)して、尤京早方并新八居残り、本番両人之義ハ京江立戻り、利右衛門・藤右衛門ハ大坂江発足引別れけり、伏見高井方江夜に入参着、夜船に打乗りて出帆す

一 同十六日、天気快晴、未明ニ大坂八軒家江着岸之上承り合、西下宿近九江安藤氏昨日より止宿之由ニ而面会に及ぶ

私曰、先以街道筋之懸合済にして大慶不少、尤安藤氏者去ル十三日夜和州路を経て、林兵衛方江止宿あり、翌十四日天王寺より住吉参詣、伊丹屋江仲間出向ひ、餐(饗)応して難場(波)新地より痔疾・足痛被致、道頓堀順覧ありて近九江着、已来病臥被申たり、尤十五日朝、天弥主人入来面会して一札あり、引取後同人茂中風之気味ニ而手足しひれて打臥被申、利右衛門へ面会なし

一 同十七日雨天、江戸江出状、令喜左衛門殿より見舞菓子到来、仲間用書文通

一 同十八日曇天、仲間中江出会申触、令主人其外支配人中出会、宿々応対之趣荒増演舌す

一 「えきていしりょう」をよむかい